

【投信調査室コラム】

日本版ISAの道 その12

公社債・公社債投信が対象? 英国では預金型は30兆円(51%)、投信は22兆円(39%)。MMFは1兆円(2%)、株式型に含まれる5年以上国債は0.1兆円(0.2%)。

※国際投信投資顧問 投信調査室がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

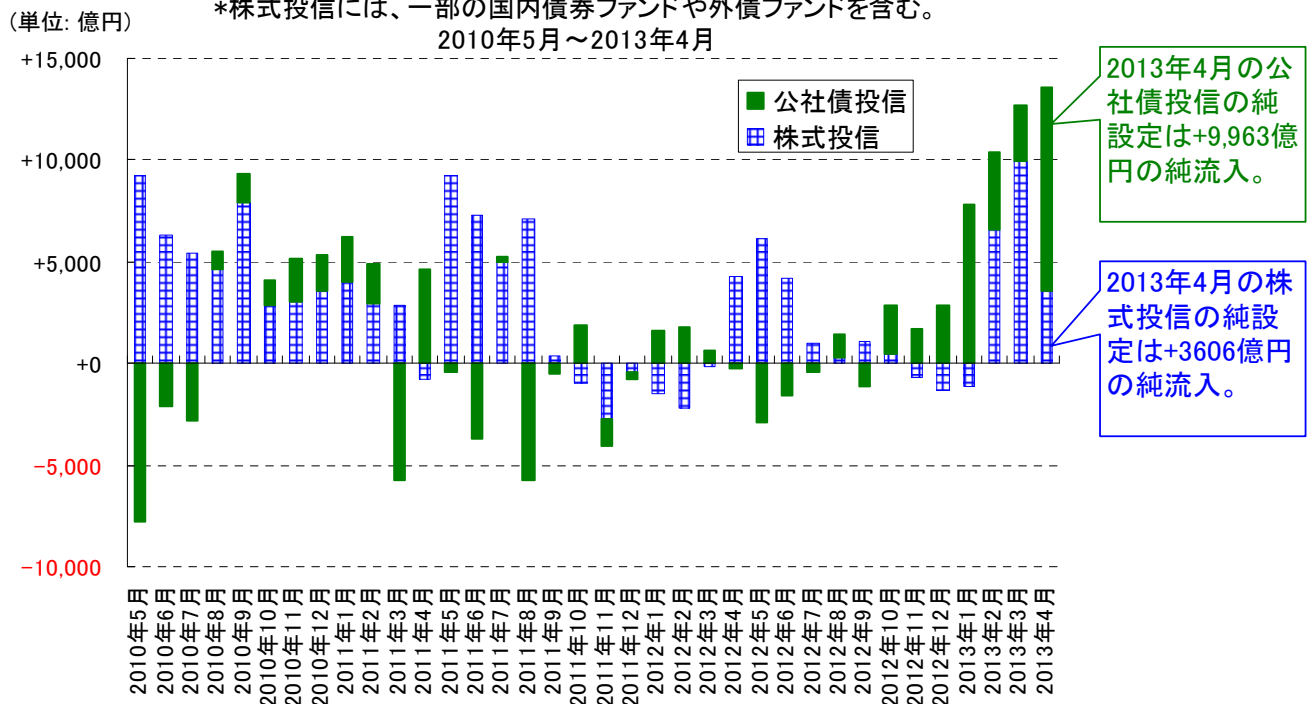
2013年4月、株式投信の3倍弱の純流入のあった公社債投信

2013年5月15日(水)、投資信託協会より2013年4月の投資信託概況が公表された(参考ホームページ参照)。その概況によると、株式投信の純設定は+3606億円の純流入(*うち国内株式の純設定が+2370億円の純流入)、公社債投信の純設定は+9963億円の純流入だった(*うちマネー・リザーブ・ファンドの純設定が+9429億円の純流入)。

日本の株式投信と公社債投信の純設定

*株式投信には、一部の国内債券ファンドや外債ファンドを含む。

2010年5月～2013年4月



(出所: 投資信託協会より国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

[参考ホームページ]

投資信託協会「平成25年4月の投資信託概況」…「 <http://www.toushin.or.jp/statistics/statistics/data/> 」。その「時系列データ Long-term time-series date」→「公募投資信託の資産増減状況(実額)」→「月次」→シート「株式」および「公社債」の各々の「差引増減(▲)額(D)=(A)-((B)+(C))」。国内株式については「公募投資信託の資産増減状況(実額) 株式投信の新商品分類内訳」のシート「国内株式」。

2016年1月から公社債・公社債投信が日本版ISAの対象になる可能性

純流入で2013年4月において、株式投信の3倍弱となった公社債投信だが、これは2014年1月からの日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」の対象となっていない。しかし2013年5月2日、公社債・公社債投信が2016年1月から日本版ISAの対象になる、という報道が複数のメディアより出された。

報道によれば、金融庁はその為の要望を平成26年度(2014年度)税制改正要望で盛り込むという。ただ、金融庁は平成25年度税制改正要望で「対象商品を拡大し、公社債・公社債投信への投資を可能とすること」を織り込んでおり、野村総研「金融ITフォーカス2013.4」では金融庁総合政策室油布志行室長の「平成28年1月以降は、公社債や公社債投信も対象になる可能性は十二分にある」と言う発言があったことから予想されていたことでもある。尚、対象となるのが2016年1月からであるというなら、平成27年度(2015年4月～2016年3月)税制改正でも間に合う。しかし、そこは早めの要望で実施可能性を高めていこう、ということなのであろう。平成26年度税制改正要望は2013年8月終わりから9月にかけて金融庁より公表される見込みだ(*平成25年度…2012年9月7日公表、平成24年度…2011年9月30日公表、平成23年度…2010年8月30日公表、平成22年度…2009年8月31日公表)。

2013年5月2日作成
国際投信投資顧問株式会社投信調査室作成

予算年度	2007年度 (平成19年度) 2007年4月～ 2008年3月	2008年度 (平成20年度) 2008年4月～ 2009年3月	2009年度 (平成21年度) 2009年4月～ 2010年3月	2010年度 (平成22年度) 2010年4月～ 2011年3月	2011年度 (平成23年度) 2011年4月～ 2012年3月	2012年度 (平成24年度) 2012年4月～ 2013年3月	2013年度 (平成25年度) 2013年4月～ 2014年3月	2014年度 (平成26年度) 2014年4月～ 2015年3月	2015年度 (平成27年度) 2015年4月～ 2016年3月	2016年度 (平成28年度) 2016年4月～ 2017年3月	
暦年	2007年 (平成19年) 4～12月	2008年 (平成20年) 1～12月	2009年 (平成21年) 1～12月	2010年 (平成22年) 1～12月	2011年 (平成23年) 1～12月	2012年 (平成24年) 1～12月	2013年 (平成25年) 1～12月	2014年 (平成26年) 1～12月	2015年 (平成27年) 1～12月	2016年 (平成28年) 1～12月	2017年 (平成29年) 1～3月
	自・公政権 (～2009年9月)		民・社・国政権 (～2010年5月)	民・国政権 (～2012年12月)			自・公政権 (2012年12月～)				
上場株式・公募株式投信の譲渡益	10%の申告分離で申告不要可(*2009年1月から投信償還差益・投信解約益が加わった)。2013年(平成25年)1～12月は所得税が7%から7.147%に変更される為(復興特別所得税の付加)、10.147%(所得税7.147%、住民税3%)。						10.147%(所得税7.147%、住民税3%)から20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の申告分離に。				
上場株式・公募株式投信の配当・分配金(*元本払戻金を除く)	10%の源泉徴収(申告不要)か申告分離、累進税率15～50%の総合課税からの選択。2013年(平成25年)1～12月は所得税が7%から7.147%に変更される為(復興特別所得税の付加)、10.147%(所得税7.147%、住民税3%)。										
上場株式・公募株式投信の損益通算	申告で上場株式等の譲渡益と上場株式等の譲渡損の損益通算可。		申告で上場株式等の譲渡損失と配当等の損益通算可。 3年繰越。			申告不要で特定口座の源泉徴収口座内における損益通算(自動的に)可能(*外国税額控除が適用されず)。					
公社債等(公社債・公募公社債投信)	公社債等の利子所得は20%の源泉分離課税、譲渡所得(売却益)は非課税、償還差益は総合課税・雑所得(累進税率)。ただし、公社債投資信託の償還益は20%の源泉分離課税。国内割引債の償還益は18%の源泉分離(購入時課税)、国内籍公募公社債投信の譲渡益は20%の源泉税相当額特別徴収(一般的な買取請求の場合、解約請求の場合は20%源泉分離課税)、外国籍公募公社債投信の譲渡益は非課税(損失控除不可～無いものとされる)。						株式(投信)と公社債(投信)が損益通算可。20.315%申告分離課税。18.378%源泉分離課税(発行時割引債は廃止)。				
非課税制度	2005年(平成17年)12月31日をもって65歳以上の「高齢者マル優制度・高齢者特別マル優制度(350万円)」が廃止され、2006年(平成18年)1月1日からは「障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度(通称、障害者等のマル優)」と「障害者等の少額公債の利子の非課税制度(通称、障害者等の特別マル優)」に。障害者等のマル優は預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託および一定の有価証券で計350万円(別枠)。						日本版ISA開設可(2014年1月1日～2023年12月31日)。 2016年1月1日から公社債(投信)も対象となる可能性(金融庁要望)。				

(出所: 日本の官報、内閣府・金融庁・財務省・国税庁・政府税制調査会などより国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

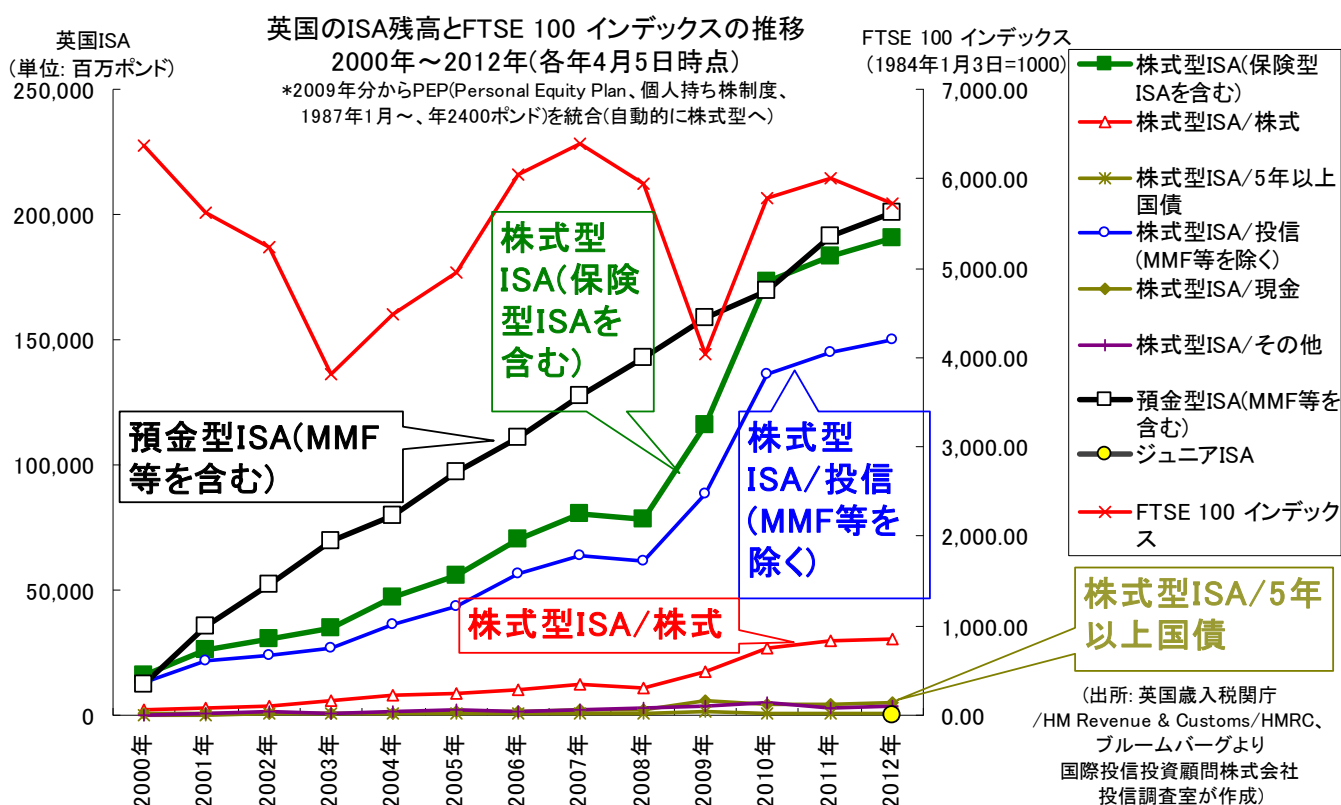
【参考ホームページ】

- ロイター2013年5月2日付「金融庁、16年から公社債を日本版ISAの対象に 税制改正で要望へ＝関係筋」…
「 <http://jp.reuters.com/article/marketsNews/idJPTK066848120130502> 」、時事通信2013年5月2日付「債券・公社債投信を追加＝日本版ISA、複数口座も容認－金融庁」…
「 http://www.jiji.com/jc/c?g=eco_30&k=2013050200499 」、野村総合研究所「金融ITフォーカス2013.4」…
「 http://r31.smp.ne.jp/u/No/165857/e5H9d9eId5d9_1904/201304_ISA.html 」、金融庁「平成25年度税制改正要望」…「 <http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20120907-2.html> 」、国際投信投資顧問「日本版ISAの道 その7 日本版ISAと個人向け国債と国内債券ファンド～2014年1月から始まる日本版ISAと個人向け国債大量償還～」…「 <http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/130408.pdf> 」。

英国では、残存5年以上の国債は株式型ISA、MMF等低リスク商品は公社債投信

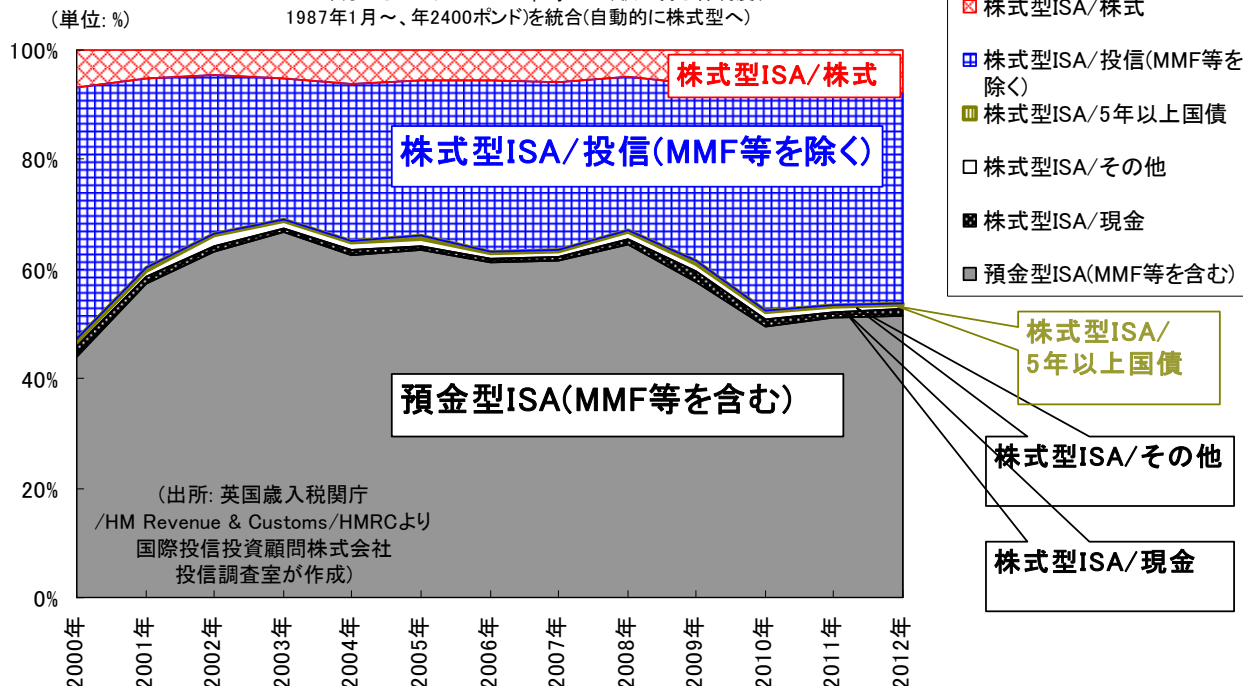
公社債・公社債投信が日本版ISAの対象になるとどうなるだろうか？ メディアは「**元本保証性の商品も対象になることで、預金からの資金移動が促される可能性もある**」(5月2日付ロイター)などと言う。それを考えるべく、本家のISA(英国版ISA)を見よう。まず英国版ISAの歴史を簡単に遡っておくと、1987年から始まった「個人持株制度(PEPs)」と1991年から始まった「免税特別貯蓄口座(TESSAs)」を前身に、1999年(4月6日)から「株式型ISA(Stocks and shares ISAs)」と「預金型ISA(cash ISAs)」と「保険型ISA(life insurance ISAs)」の3種類で始まった。その後、保険型ISAは2005年に株式型ISAへ統合した。

日本で2016年1月から加わる公社債・公社債投信は、英国版ISAでは株式型ISAと預金型ISAに分かれて含まれる。英国歳入税関庁(HM Revenue & Customs/HMRC)によると、公社債のうち購入時において残存5年以上の国債は株式型ISA、公社債投信のうちMMFは預金型ISAとなっている。より正確に言うと「**マネー・マーケット・ファンドなど向こう5年間にわたりいつも元本の値下がりが5%以下のものは(もしくは5%以下に保証されているものは)預金型ISAしか認められない。株式型ISAにある『5%テスト(The 5% test)』に不適合**」ということだ。こうなっているのは株式型ISAの上限が年11520英ポンドあるのに対し、預金型ISAはその半分の年5760英ポンドしかなく、もし株式型ISAで低リスク商品と認めると、預金型ISAの上限の意味があまり無くなるためである(*以上の上限は2013年4月6日からの2013/2014課税年度のもの)。その株式型ISAと預金型ISA、および詳細な規模と推移は下記及び次頁のグラフの通りとなっている。下記が残高、次頁が残高構成比のグラフである。



英国のISA残高の構成比推移2000年～2012年(各年4月5日時点)

*2009年分からPEP(Personal Equity Plan、個人持ち株制度、1987年1月～、年2400ポンド)を統合(自動的に株式型へ)



預金型ISAは30兆円(51.3%)、投信は22兆円(38.5%)、MMFは0.7兆円(1.6%)と株式型に含まれる5年以上の国債は0.1兆円(0.2%)。

前頁グラフに示される通り、預金型ISA(MMF等を含む)残高の堅調な伸び、上記グラフに示される通り、預金型ISA(MMF等を含む)残高の大きなシェアが読み取れる。こうなると、公社債・公社債投信が日本版ISAの対象になると、「元本保証性の商品も対象になることで、預金からの資金移動が促される可能性もある」(5月2日付ライター)と言う記事に説得力が増す。しかし預金型ISAのほとんどが「Cash on deposit」つまり預金で、MMFではない。株式型ISA/5年以上国債も1%もないのだ。最新の2012年4月5日現在において、預金型ISA(MMF等を含む)が2007億英ポンド(約30兆円)でISA全体の51.3%、株式型ISA/投信(MMF等を除く)が1504億英ポンド(約22兆円)でISA全体の38.5%、株式型ISA/株式が304億英ポンド(約5兆円)でISA全体の7.8%、そして、株式型ISA/5年以上国債が9億英ポンド(約0.1兆円)でISA全体の0.2%となっている。尚、預金型ISAのうちMMF等はデータが2008年4月5日時点までしかないが、36億英ポンド(約0.7兆円)でISA全体の1.6%となっている。以上をまとめると、預金型ISA30兆円(51.3%)と投信22兆円(38.5%)は確かに大きい。しかしMMF0.7兆円(1.6%)と国債0.1兆円(0.2%)はかなり小さい。

英国版ISAのデータの始まる時点でも同様の結果となる(*英国版ISAの前身のPEPsは1987年からで、TESSAsは1991年から)。2000年4月5日現在で、預金型ISA(MMF等を含む)が126億英ポンド(約2兆円)でISA全体の44.0%、株式型ISA/投信(MMF等を除く)が132億英ポンド(約2兆円)でISA全体の45.9%、株式型ISA/株式が20億英ポンド(約0.3兆円)でISA全体の6.8%、そして、株式型ISA/5年以上国債が2億英ポンド(約329億円)でISA全体の0.7%となっている。ちなみに預金型ISAのうちMMF等は2億英ポンド(約288億円)でISA全体の0.6%だった。

以上から、日本版ISAで公社債・公社債投信が導入された場合の規模への過信は疑問もある。2016年1月までに個人向け国債の大量償還があることも、その疑問に拍車をかける(日本版ISAの道 その7参照)。しかし英国での預金型ISAの堅調な伸びは確かであり、もし仮に導入時に公社債の利回りが高かった場合、さらに銀行等が預金から公社債・公社債投信へのシフトを促せば、大きな拡大は見込めるかもしれない。いずれにしろ、今後、2016年にかけて、正しいデータをしっかり見て、適切な判断をしていきたいものである。

[参考ホームページ]

英国歳入税関庁/HM Revenue & Customs/HMRC「Individual Savings Account (ISAs)」…

「 <http://www.hmrc.gov.uk/isa/index.htm> 」、国際投信投資顧問「日本版ISAの道 その7 日本版ISAと個人向け国債と国内債券ファンド～2014年1月から始まる日本版ISAと個人向け国債大量償還～」…

「 <http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/130408.pdf> 」。

以上
(投信調査室 松尾、窪田)

本資料に関してご留意頂きたい事項

本資料は日本版ISAに関する考え方や情報提供を目的として、国際投信投資顧問が作成したものです。本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。なお、以下の点にもご留意ください。

- 本資料中のグラフ・数値等はあくまでも過去のデータであり、将来の経済、市況、その他の投資環境に係る動向等を保証するものではありません。
 - 本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
 - 本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。
 - 本資料に示す意見等は、特に断りのない限り本資料作成日現在の国際投信投資顧問 投信調査室の見解です。
- また、国際投信投資顧問が設定・運用する各ファンドにおける投資判断がこれらの見解に基づくものとは限りません。